

協議会規程第6号

大阪府豊能地区教職員人事協議会幹事会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約第14条第3項の規定に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表及び副代表)

第2条 幹事会に、代表及び副代表を置く。

2 代表及び副代表は、会長及び委員4人の互選により定めるものとする。

(代表等の職務)

第3条 代表は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、会長の要請により、又は代表が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 代表は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 代表は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 代表は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、代表が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 施行日以後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定に基づきなお従前の例により教育委員会の委員長が在籍する市又は町の教育委員会の委員長が会長

である場合における変更後の規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる変更後の規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	会長及び委員4人	委員